

広島市放課後児童クラブのしおり

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| I 広島市放課後児童クラブの運営内容 | |
| 1 目的 | 1 |
| 2 対象児童 | 1 |
| 3 実施期間 | 1 |
| 4 開設時間 | 2 |
| 5 主な活動内容 | 2 |
| 6 利用料金 | 3 |
| 7 定員 | 5 |
| 8 連絡事項・注意事項 | 5 |
| II 利用手続（令和7年度利用） | |
| 1 令和7年4月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く） | 10 |
| 2 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方 | 13 |
| 3 年度の中途からの利用を希望される方 | 14 |
| 4 申込事項の変更について | 15 |
| 5 利用申込取下げ・辞退・中止等 | 15 |
| 6 利用承諾の取消し | 15 |
| III 長期休業中の朝の開設時間の延長利用 | |
| 1 長期休業中の朝の開設時間の延長内容 | 16 |
| 2 延長利用手続 | 17 |
| 3 その他 | 17 |
| 別添1 利用手続の流れ | |
| 別添2 記入例「広島市放課後児童クラブ利用申込書」 | |
| 別添3 放課後児童クラブ一覧 | |

I 広島市放課後児童クラブの運営内容

1 目的

広島市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

2 対象児童

次の(1)～(3)までの条件を全て満たす場合に対象となります。

- (1) 広島市内に住所を有している児童
- (2) 小学校に在学している児童
- (3) 保護者（父母など）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童
 - ① 就労のため、1週間のうち4日以上又は1か月のうち16日以上、午後5時頃まで家庭にいないこと（※1）（※2）。
 - ② 疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
 - ③ 疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護していること。
 - ④ 出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という。）であること。
 - ⑤ 大学・専門学校等へ通学中であること。
 - ⑥ その他児童を保護できない特別の事由があること（※3）。

※1 長期休業中のみ利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該放課後児童クラブの定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。この場合、就労時間の要件は、「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和します。

※2 夜勤明けの休日等において、休息が必要なために、午後5時頃まで児童を保育できない場合も、日数に含みます。

※3 求職活動による場合には、1週間のうち4日以上又は1か月のうち16日以上、午後5時頃まで家庭にいないことが必要です。承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

3 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（ただし、次の休所日を除く。）

【休所日】

- ・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日（令和6年度は8月13日～15日に実施）
- ・ 年末年始（12月29日～1月4日）

4 開設時間

| | |
|-----------------|-------------|
| 月曜日から金曜日まで | 13:00～18:30 |
| 土曜日 | 8:30～17:00 |
| 長期休業中及び学校代休日(※) | 8:30～18:30 |
| 短縮授業日 | 下校時～18:30 |

※ 長期休業中(土曜日を除く)に限り、希望者を対象として朝の開設時間の延長(8:00～8:30)を有料で実施しています。詳しくはP16～P18をご覧ください。

5 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

(1) 生活の指導

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につかせます。

(2) 遊びの指導

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。

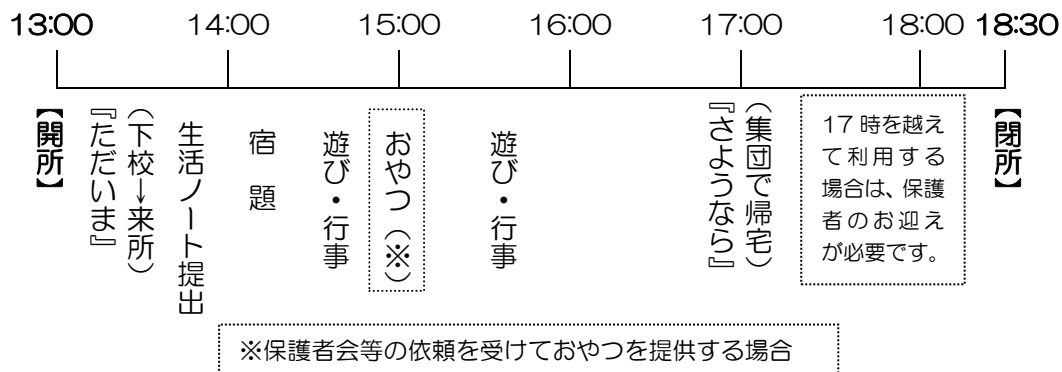
(3) 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

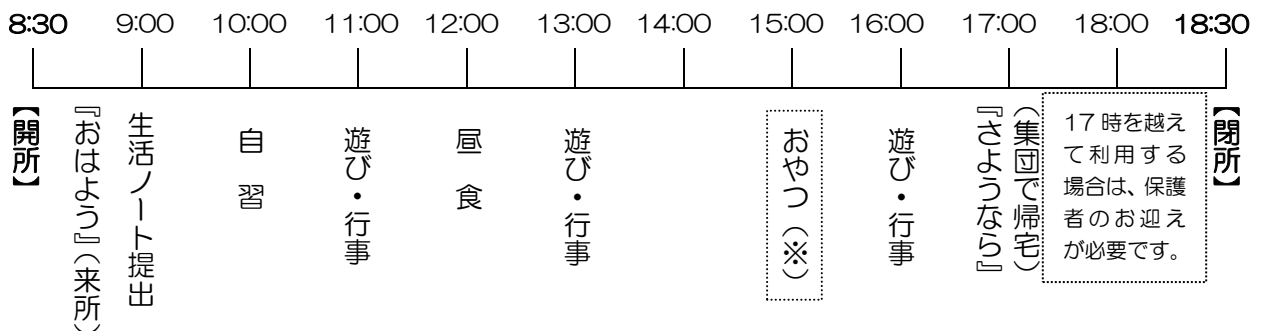
(4) 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域と連携を図ります。

○ 放課後児童クラブの一日(4時間授業日の場合)



○ 放課後児童クラブの一日(長期休業中の場合)



6 利 用 料 金

放課後児童クラブの利用にあたっては、令和5年4月からは、基本時間部分の利用料金を負担していただくこととしています。

(1) 利用料金

お子さま一人につき以下のとおり利用料金がかかります。

料金区分A、Bの負担軽減措置に該当する方は、放課後児童クラブ利用申込書の該当する欄にチェックの上、申し込んでください。受給状況等を確認することに同意される方は、利用料金を算定するための関係書類の添付は、原則、不要です（ただし、里親世帯に該当する場合は、以下の表に記載のある書類が必要です。）。

| 料 金 区 分 | | 月額利用料 | |
|----------------------------|-----------------|--|---------|
| 負 担 軽 減 措 置 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助受給世帯 ・ 生活保護受給世帯 ・ 市民税（住民税）非課税世帯 ・ 里親世帯（里親として委託されていることがわかる書類をご提出ください。） | 無料 |
| | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ こども医療費補助受給世帯 ・ ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 ・ 重度心身障害者医療費補助受給世帯 | 3,000 円 |
| C | その他（上記に該当しない世帯） | 5,000 円 | |

※利用料金の判定にあたっては、住民票上の世帯員だけでなく、その他の同居する親族等を含み、判定します。

※市民税非課税世帯以外の項目は、放課後児童クラブ利用申込日時点の状況で判定します。

※市民税非課税世帯の判定については、令和7年4月～6月に利用を開始する場合は令和6年度の市民税で、令和7年7月～令和8年3月に利用開始する場合は令和7年度の市民税で判定します。

※住民税課税年度の直前の1月1日に広島市外に居住されていた場合は、住民税額が確認できる書類をご提出ください。

※長期休業中の朝の延長利用をされる場合は、別途利用料金がかかります（詳細はP16をご覧ください。）。

※利用期間満了前に放課後児童クラブの利用を中止する場合は、必ず「広島市放課後児童クラブ利用（申込取下げ・辞退・中止）届」をご提出ください（提出がない場合は、利用料金がかかります。）。

※弁当代及びおやつ代は、上記料金に含まれていません。

(2) 多子軽減

同一世帯から2人以上のお子さまが放課後児童クラブを利用されている場合、2人目は半額、3人目以降は無料とします（年齢が上の児童から順に減額していきます。）。

軽減にあたっては、利用状況を基に市で判定しますので、申請等の手続は基本的に必要ありませんが、本市が運営する放課後児童クラブと民間放課後児童クラブで、それぞれ別の兄弟姉妹が利用されている場合などは、相互の情報把握ができないため、学年が下のお子さまについて、通っている放課

後児童クラブに「放課後児童クラブ在籍証明書」の発行を依頼し、学年が上のお子様が通われている放課後児童クラブにご提出ください。また、証明書の取得にあたっては、必ず、実際に放課後児童クラブに通い始めた日以降に取得してください。

なお、本市が補助を行っていない民間学童保育等に通われている場合は、本軽減の対象とはなりません（本市が補助している民間放課後児童クラブは、本冊子後半部分にある別添3の一覧をご確認ください。）。

(3) 月前半での利用中止及び月後半からの利用

利用料金は、原則、月額で設定しますが、月の前半（15日まで）に利用を中止する場合及び月の後半（16日以降）に利用を開始する場合は、当該月の利用料金を半額（同一世帯2人目の場合は、さらにその半額）とします（令和6年度中までは、月の後半に利用を開始する場合のみ、半額としていました。）。

月の途中で、放課後児童クラブ間で異動する場合には、異動元のクラブと異動先のクラブから請求される利用料金を単純に合算すると、異動当月が1.5か月分の料金となってしまうことがあるため、合算して1か月分の料金を超えないように、異動先の新しいクラブでの初月の利用料金を調整（無料又は半額）します。途中でクラブ間で異動する場合は、異動元のクラブで「放課後児童クラブ利用証明書」を発行してもらい、異動先のクラブにご提出ください。

(4) 料金区分の変更手続

負担軽減措置に該当する就学援助、各医療費補助等を新たに受給したり、受給資格を喪失するなどの受給状況の変更があった場合や、世帯の状況等（申込保護者の変更含む。）に変更があった場合には、必ず、「放課後児童クラブ 世帯状況等変更申出書」を各放課後児童クラブにご提出ください。

なお、料金区分の変更が判明した際は、遡って請求する場合や、還付をさせていただく場合があります。

(5) 利用料金の納付方法

送付する納付書により各金融機関等でお支払いいただくほか、口座振替も可能ですので、ご利用ください。口座振替の申込書は、こども未来局放課後対策課、各区地域起こし推進課、各放課後児童クラブに備え付けています。

放課後児童クラブを運営するための大切な財源となりますので、納期限までの納付をお願いします。なお、利用料金を、特別な事情無く長期に渡り滞納するなど、納付の意思が確認できない場合は、放課後児童クラブの利用承諾を保留とさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

【重要】口座振替情報の引継ぎについて

前年度から継続して同様の口座振替をご希望の場合は、前年度の利用申込みと同一の申込者氏名をご記入ください。

申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要となります。

7. 定員

広島市児童福祉施設設備基準等条例（以下「条例」という。）に定める、児童1人あたりの面積（おおむね 1.65㎡以上）やクラスの児童数（おおむね40人以下）に基づき、各放課後児童クラブにおいて定員を設定しています。

各放課後児童クラブの定員については、市ホームページをご覧ください。

8. 連絡事項・注意事項

(1) 生活ノートについて

- ◎ ご家庭と放課後児童クラブとの連絡に使用する大切なものです。指導員が放課後児童クラブでの様子、気付き、連絡事項などを記入しますので、毎日、ご確認いただき、サインをした上で、必ず持たせてください。
- ◎ お子さまの体調が良くない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。

(2) 欠席について

- ◎ 欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに生活ノートでお知らせください。急な場合は、電話やFAXなどで保護者の方が直接ご連絡ください。
- ◎ お子さまの口頭による連絡では正確に確認できないことがあります。その場合は安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。
- ◎ 学校を欠席又は早退した場合には、必ず放課後児童クラブにもご連絡ください。

(3) 帰宅と来所について

- ◎ お子さまだけで帰宅する場合、できるだけ集団で帰宅できるように、各放課後児童クラブの運営状況に応じて、帰る時刻を 16:00・16:30・17:00 というように下校時から30分毎に設定しています。保護者の方が希望される時刻を必ず生活ノートに記入してください。
- ◎ 放課後児童クラブから帰る時刻を 17:00 を越えて希望される場合は、お子さまの安全確保のため、必ず 18:30 までに保護者の方のお迎えをお願いします。

※お迎えが間に合わない場合は、広島市ファミリー・サポート・センター等の利用もご検討ください。ファミリー・サポート・センターの連絡先は、電話 082-246-4455 です。

- ◎ お迎えの有無やお迎えに来られる方の名前などについては、生活ノートに記入してください。なお、放課後児童クラブには専用の駐車場はありません。
- ◎ 夏休みなどの長期休業中や土曜日の開所時刻は 8:30 です。安全確保のため、お子さまの来所が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。
- ◎ 塾や習い事等での早帰り後の再来所は、お断りしています。
- ◎ ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気をつけるなど）や通学路の確認をされますようお願いいたします。

(4) 宿題について

- ◎ 宿題は来所後すぐに自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をします。学習指導は行いませんので、宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。
- ◎ 下校時刻が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

(5) お弁当・おやつについて

- ◎ 長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は持たせないようにお願いします。
- ※ 令和5年度から、本市が配送料を負担するお弁当の提供（配送）サービスをご案内しております（利用は任意）。詳しくは、市ホームページ等をご覧ください。
- ◎ おやつについては、市（公費）では提供していません。ただし、保護者会がおやつ代を徴収して提供している場合があります。
- ※ 令和5年度から、本市が配送料を負担するおやつの提供（配送）サービスをご案内しております（利用は任意）。詳しくは、市ホームページ等をご覧ください。

(6) 放課後児童クラブでのケガについて

放課後児童クラブでは、日頃からケガのないように見守り・指導に努めています。

それでも避けられなかったケガについて、原因が施設的な瑕疵等である場合には、市が加入する損害賠償保険で治療費の対応をします。

こども同士のけんかによるケガ、転んでヒザをすりむいた、来所・帰宅途中の事故等については、原則対象になりません。

(7) 服薬について

- ◎ 投薬は医療行為にあたるため、指導員は行うことができません。
- ◎ 服薬する場合には、お子さまが自分ですることになります。安全管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて、生活ノートに記入してください。

(8) 学級閉鎖等の場合について

- ◎ 学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無にかかわらず放課後児童クラブを利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※ 広島市では、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、かつ保護者の方が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学生までのお子さまを医療機関に併設した託児施設（病児保育室）でお預かりする事業（病児・病後児保育事業）を行っています。利用方法などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

- ◎ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の陽性者となった場合は、療養期間中は、放課後児童クラブを利用できません。

(9) 非常変災状態になった場合の対応について

- ◎ 非常変災状態とは、次の場合をいいます。
 - ・ 広島市（区）に警報が発表された場合又は学区内に避難情報が発令された場合
 - ・ 台風の接近等により広島市（区）に警報が発表される（もしくは学区内に避難情報が発令される）と判断した場合又は判断できないものの何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
 - ・ 不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
- ◎ 非常変災状態になった場合には、放課後児童クラブは原則として次表の対応になります。
- ◎ 気象情報・避難情報等は、広島市の「防災メール」や「防災ポータル」等で確認できます。

【小学校登校日の場合】

| 非常変災状態 | | 放課後児童クラブの対応 |
|--------|--|-----------------|
| 小学校の対応 | 「臨時休校」の場合 (自宅待機後の臨時休校を含む) | 臨時休所 |
| | 「登校」の場合 (自宅待機後の登校、登校後授業打ち切り及び一斉下校・集団下校時を含む) | 通常の開所時刻から開所(注1) |

【小学校休業日の場合】

| 非常変災状態 | | 放課後児童クラブの対応 |
|--------------------------|--|--|
| 午前7時の時点 | ① 当該施設が所在する区に「暴風警報」が発表されている場合 | 臨時休所 |
| | ② 当該学区内に、「避難指示(警戒レベル4)」又は「緊急安全確保(警戒レベル5)」が発令されている場合 | 臨時休所 |
| | (① ②を優先とします) 当該学区内に、「高齢者等避難(警戒レベル3)」が発令されている場合、又は当該施設が所在する区に「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発表されている場合(台風接近時含む) | 通常の開所時刻から開所 ※ 保護者の方の送迎(クラブの入口まで)が必要です。 ※ 一部の放課後児童クラブ(注2)は臨時休所です。 |
| 午前7時より後に 非常変災状態になった場合 | | 通常の開所時刻から開所(注1) |

(注1) 原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します(天候及びその他の事情により、閉所時刻以前にお迎えを依頼することがあります)。

(注2) 上温品児童館、戸坂城山児童館、東浄児童館、早稲田児童館、安東児童館、五月が丘児童館の放課後児童クラブについては、臨時休所です。

(10) 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について

原則として次表の対応になります。

【小学校登校日の場合】

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| ① | 在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合 | 小学校が児童を学校所定の避難場所で待機させます。 放課後児童クラブは地震発生後は臨時休所になります。 |
| ② | 開所前に地震が発生した場合 | 当日は臨時休所になります。 ※ 地震発生後に児童が来所した場合は④の対応です。 |
| ③ | 閉所後に地震が発生した場合 | 翌日は臨時休所になります。 |
| ④ | 在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来所した場合 | 余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、学校所定の避難場所へ移動します(避難場所で保護者に引渡し)。 |

【小学校休業日の場合】

前記の「小学校登校日の場合」と同じです（ただし、①の対応はありません。）。

(11) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。場合によっては、勤務先に連絡することもありますのでご了承ください。

- ① 非常変災状態などで、お迎えをお願いする場合
 - ・ 台風接近時や大雨時には、気象情報・避難情報に注意しておいてください。
- ② お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合
 - ・ お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。
- ③ 欠席の連絡がないのに、来所されない場合
 - ・ 欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。
- ④ お子さまが放課後児童クラブから帰る時刻やお迎えの有無などについて、確認が必要になった場合
 - ・ 帰る時刻やお迎えの有無などについては、生活ノートに必ずご記入ください。
- ⑤ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

(12) 利用時に用意するものについて

- ・ 置き傘（見えやすい場所に名前をご記入ください。）
- ・ 着替え（希望者のみ。名前をご記入ください。）

(13) その他

- ・ 持ち物には必ず名前をご記入ください。

【用語の定義】

◎放課後児童クラブに関すること。

- ・ 来所：放課後児童クラブに来ること。
- ・ 在所：放課後児童クラブにいること。
- ・ 帰宅：放課後児童クラブから自宅に帰ること。
- ・ 開所：放課後児童クラブを開設時間に開けること。
- ・ 閉所：放課後児童クラブを開設時間以降、閉めること。
- ・ 休所：放課後児童クラブを休みにすること。

◎小学校に関すること。

- ・ 登校：小学校へ行くこと。
- ・ 在校：小学校にいること。
- ・ 下校：小学校から帰ること。
- ・ 休校：小学校が休みになること。

II 利用手続（令和7年度利用）

- ・定員を超過する場合、選考により利用できない場合があります。
- ・複数の放課後児童クラブ（本市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込みはできません。

1 令和7年4月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く。）

(1) 申込み（別添1「利用手続の流れ」を参照）

利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書（利用を希望する放課後児童クラブで直接入手又は市ホームページにも掲載しています。）」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申し込んでください。

※長期休業中の朝の延長を希望する場合は、申込書の下段に延長利用の希望欄を設けていますので、そちらにチェックをしてください。詳しくはP16～P18をご覧ください。

【受付期間】

| 区分 | 対象学年 | 受付期間 | |
|------|-----------|------|-------------------------|
| 通年利用 | 新1年生～新3年生 | 1次受付 | 令和6年12月 6日(金)～12月19日(木) |
| | 新1年生～新6年生 | 2次受付 | 令和7年 2月 7日(金)～ 2月20日(木) |

※利用開始日が4/1～4/15の場合に、通年利用として上記期間に申し込むことができます。

※受付期間内に申込みができなかった場合には、年度の中途からの利用を希望される方（P14を参照）と同じ受付期間で受け付けます。

※受付期間ごとに優先順位を定めます（P12を参照）ので、利用を希望する新1年生から新3年生におかれましては、1次受付で申込みされることをおすすめします。

【必要書類】

●利用要件を確認するための書類（父母など、保護者のみ必要です。）

※「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」、「求職活動状況報告書（継続用）」は、市ホームページから入手可能

| 確認が必要な事由 | 必要書類（※1） |
|-------------------------------------|---|
| 常勤、パート等で就労している場合 （雇用主に雇用されている場合） | 在職証明書（※2） |
| 自営、内職、農業等で就労している場合 | 就労申立（証明）書 |
| 疾病・負傷の場合 | 診断書（写しでも可）又は介護保険被保険者証（要介護3～5の場合のみ可）の写し |
| 親族等を常時介護している場合（※3） | 介護者：申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの) 要介護者(非同居の要介護者も含む)：診断書(写しでも可)若しくは、介護保険被保険者証（要介護3～5の場合のみ可）、 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院) |

| | |
|-------------------|--|
| 障害がある場合（保護者等） | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院)の写し |
| 産前産後期間中の場合 | 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ） |
| 大学・専門学校等へ通学している場合 | 在学証明書（写しでも可）（※4） |
| 求職活動中の場合 | 申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの） （前年度からの継続利用及び年度中途の継続利用は求職活動状況報告書（継続用）も併せて提出） |
| その他の事由 | 当該事由が確認できる書類又は申立書(当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの) |

※1 必要書類は、保護者(単身赴任の場合も含め、父母両名など)それぞれ必要です。

※2 就職先が決まっている方は、勤務予定として在職証明書を提出してください。

※3 介護者と要介護者の両方の必要書類を提出してください。

※4 入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、入学時期を申立書に記入の上、提出してください。後日、入学予定が確認できる書類を提出してください。

●優先利用に該当するかを確認するための書類（該当者のみ）

優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害（※1）のある児童）について、優先利用を希望する場合は、利用申込書の「優先利用を希望する」に をしていただき、必要書類を申込時に提出してください（希望しない場合は必要書類の提出は不要です。）。

| 確認が必要な事由 | 必要書類 |
|--------------|---|
| 障害のある児童の場合 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証（精神通院）（※2） |
| ひとり親家庭の児童の場合 | 遺族年金の証書、児童扶養手当の証書、又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し（※3） |

※1 知的障害、身体障害、精神障害、発達障害等

※2 障害のある児童で必要書類が提出できない場合、特別支援学級、通級指導教室の在籍が確認できる書類（個別の指導計画の写し、個別の教育支援計画の写し、成績表の写しなど（いずれもクラス及び児童氏名が分かるページ））を提出してください。

※3 ひとり親家庭の児童で必要書類が提出できない場合、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」と「住民票の写し」（写しでも可）の両方を提出してください。なお、ひとり親家庭等医療費補助を受給しており、申込用紙の負担軽減措置の該当欄にチェックをしている場合には、書類の添付は不要です。

●利用料金の算定に必要な書類（該当者のみ）

利用料金の算定にあたっては、申込書にご記入いただいた内容を基に、市の内部で情報を確認するため、基本的には、書類の添付等は不要ですが、P3に記載しているように、広島市外で課税判定されている場合や里親世帯など、必要書類を求める場合があります。

【重要】口座振替情報の引継ぎについて

前年度から継続して同様の口座振替をご希望の場合は、前年度の利用申込みと同一の申込者氏名をご記入ください。

申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要となります。

(2) 利用の承諾等

◎ 利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査して、利用の承諾・不承諾を決定します。

※ 求職活動による場合、承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

例① 利用開始日が4月1日→6月30日までの利用期間

例② 利用開始日が4月16日→7月15日までの利用期間

利用期間終了後も求職活動を理由に、継続して利用を希望する場合は、再度、新規の利用申込みが必要です。放課後児童クラブ利用申込書に、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を添付してください（例①の場合で、7月1日から求職活動を理由に利用継続する場合、6月1日～15日に申込みが必要です）。

◎ 利用希望児童数が多く、定員を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員に達するまで、利用を承諾します。

【優先順位】

ア 学年が低い児童を優先します（小学校1年生→2年生→3年生→4年生→5年生→6年生）。

イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです（①→②）。

① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）

② ①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選により順位を付けます。

◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

◎ 各受付期間に対する利用承諾又は利用承諾保留の通知の送付の目安は以下のとおりです。

【1次受付】令和7年 2月 6日ごろ

【2次受付】令和7年 3月 7日ごろ

2 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用を希望される方

(1) 申込み

- ◎ 利用を希望する放課後児童クラブにおいて、通年利用者が、当該クラブの定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。
 - ・ 申込みを受け付ける放課後児童クラブは、事前に市ホームページでお知らせします。
 - ・ 長期休業中のみの利用については、就労時間の要件について「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和しています。
- ◎ 利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください。

【受付期間】

| 区 分 | 受付期間 | |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 「令和7年4月の春休み」のみの利用 | 受付 | 令和7年 2月 7日（金）～ 3月15日（土） |
| 「夏休み」のみの利用(※) | 1次受付 | 令和7年 6月 2日（月）～ 6月14日（土） |
| | 2次受付 | 令和7年 6月16日（月）～ 6月30日（月） |
| 「冬休み」のみの利用 | 1次受付 | 令和7年11月 1日（土）～11月15日（土） |
| | 2次受付 | 令和7年11月17日（月）～11月29日（土） |
| 「令和8年3月の春休み」のみの利用 | 令和7年10月頃ホームページ等でお知らせする予定です。 | |

※「夏休み」のみの利用について、上記受付期間内に申込みができなかった場合、年度の中途からの利用と同様の受付期間で受け付けます（P14を参照）。

- ◎ 上記の申込みにより定員に達した放課後児童クラブにおいては、後日、定員に空きが出た場合であっても、再度、長期休業中のみの利用申込の受付は行いません。

【必要書類】：令和7年4月から利用を希望する方と同様です（P10～P12を参照）。

(2) 利用の承諾等

- ◎ 令和7年4月から利用を希望する方と同様です（P12を参照）。
- ◎ ただし、対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、順位付けにより利用が承諾されない方については、利用を不承諾とします。

3 年度の中途からの利用を希望される方

(1) 申込み

利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください（複数の放課後児童クラブ（本市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込みはできません。）。

【受付期間】

| 利用開始希望日 | 受付期間 |
|-----------------|--------------------|
| 月の前半（1～15日）（※1） | 利用希望月の前月の1～15日（※2） |
| 月の後半（16～末日）（※1） | 利用希望月の前月の16～末日（※2） |

※1 利用開始希望日が7/16～8/31、12/16～1/15、3/16～3/31の間の方については、長期休業中のみの利用と同じ受付期間で1次受付を行い、定員に余裕がある場合、下表のとおり2次受付を行います。

※2 受付期間の末日が、放課後児童クラブの休所日の場合、その前日を受付締切日とします。

<R7年度 年度中途から利用の受付期間スケジュール>

| | 利用開始希望日 | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------------------------------|
| | 4/1 ～15 | 4/16 ～30 | 5/1 ～15 | 5/16 ～31 | 6/2 ～16 | 6/16 ～30 | 7/1 ～15 | 7/16 ～31 | 8/1 ～12 | 8/16 ～30 | 9/1 ～13 | 9/16 ～30 | |
| 受付 期間 | 3/1 ～15 | 3/17 ～31 | 4/1 ～15 | 4/16 ～30 | 5/1 ～15 | 5/16 ～31 | 6/2 ～14 | 1次受付：6/1～15 | | | 8/1 ～12 | 8/16 ～30 | |
| | | | | | | | | 6/16 ～30 | 7/1 ～15 | 7/16 ～31 | | | |
| | 利用開始希望日 | | | | | | | | | | | | |
| | 10/1 ～15 | 10/16 ～31 | 11/1 ～15 | 11/17 ～29 | 12/1 ～15 | 12/16 ～27 | 1/5 ～15 | 1/16 ～31 | 2/2 ～14 | 2/16 ～28 | 3/2 ～14 | 3/16 ～31 | |
| 受付 期間 | 9/1 ～13 | 9/16 ～30 | 10/1 ～15 | 10/16 ～31 | 11/1 ～15 | 1次：11/1～15 | | 12/16 ～27 | 1/5 ～15 | 1/16 ～31 | 2/2 ～14 | 2/16 ～31 | 未定 10月頃 HPを ご覧 ださ い。 |
| | | | | | | 11/17 ～29 | 12/1 ～15 | | | | | | |

※ 法令の変更等により祝日等や、夏季一斉閉庁日に変更となった場合は、受付期間及び利用開始希望日の始期は直後の開所日に、終期は直前の開所日にそれぞれ変更となります。

※ 利用開始希望日が4/1～4/15の場合は、一次受付及び二次受付で申し込まれた方が優先となりますので、P10に記載している期間に申込みされることをおすすめします。

【必要書類】：令和7年4月から利用を希望する方と同様です（P10～P12を参照）。

※ 求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に、継続して利用を申し込む場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

(2) 利用の承諾等

- ◎ 令和7年4月から利用を希望する方と同様です（P12を参照）。
- ◎ ただし、定員を超過した場合の順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選ではなく申込順となります。
- ◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

4 申込事項の変更について

- ◎ 勤務先・住所・家族状況など申込事項の変更があった場合には、速やかに放課後児童クラブにご連絡ください。また、負担軽減措置の該当状況、世帯状況、申込保護者等に変更がある場合は、利用料金の算定に影響する可能性がありますので、速やかに、「放課後児童クラブ世帯状況等変更申出書」をご提出ください。なお、勤務先が変更となった場合には、在職証明書（就労申立書）の再提出が必要になります。
- ◎ 在職証明書の内容に変更等があった場合や、雇用期間が定められており、更新予定がなかったものが更新された場合は、必ず、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください。**※提出が無い場合は、利用承諾を取り消すことがあります。**
なお、提出していただいていた在職証明書に、「更新予定あり」との記載があった場合には、勤務内容等に変更がない限り、更新後に新たに提出する必要はありません。

5 利用申込取下げ・辞退・中止等

- ◎ 次の場合、「広島市放課後児童クラブ利用（申込取下げ・辞退・中止）届」を利用申込みした放課後児童クラブに提出してください。
 - ・ 申込取下げ：利用申込みをしたが、利用承諾通知を受け取る前に申込みを取下げの場合
 - ・ 辞退：利用承諾通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合
 - ・ 中止：利用期間中に、放課後児童クラブの利用を取りやめる場合
- ◎ 利用期間満了前に放課後児童クラブを利用する必要が無くなった場合は、必ず「広島市放課後児童クラブ利用（申込取下げ・辞退・中止）届」を提出してください（提出がない場合は、利用料金がかかります）。
- ◎ 日付を遡っての届出はできませんので、必ず、利用取下げ、辞退、中止をする日までにご提出ください。それ以降の提出になると、在籍していた月までの利用料金がかかります。
(例1) 4/1 利用開始の予定だったが、利用しないこととなった。→3/31 までに提出
(例2) 4/1 から放課後児童クラブを利用しているが6/1 からは不要になった。→5/31 までに提出
- ◎ 保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

6 利用承諾の取消し

- ◎ **利用申込に虚偽や不正があった場合などには、利用承諾を取り消すことがあります。**
- ◎ 長期間欠席された場合（継続して1ヵ月以上の欠席）には、放課後児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、承諾を取り消すことがあります。

Ⅲ 長期休業中の朝の開設時間の延長利用

1 長期休業中の朝の開設時間の延長内容

(1) 開設時間の延長を実施する放課後児童クラブ

全ての放課後児童クラブ

(2) 対象児童

放課後児童クラブを利用している児童

(3) 延長時間

長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）の朝8時から8時30分まで（土曜日を除く。）。

(4) 延長利用料金（1年度あたり）

| 料金区分 | その他の世帯 (右記以外の区分) | 多子世帯 | | 市民税 非課税世帯等 |
|------|---------------------|--------|-------|---------------|
| | | 2人目 | 3人目以降 | |
| 利用料金 | 2,400円 | 1,200円 | 無料 | 無料 |

※ 夏季休業終了後に延長利用を開始する世帯の利用料金は、それぞれ記載の利用料金の半額とします。

※ 「多子世帯」の料金区分は、同時期に2人以上放課後児童クラブを利用している世帯において、延長利用を申込む児童が2人目の場合（1,200円）及び3人目以降の場合（無料）に適用されます。

※ 「市民税非課税世帯等」の料金区分は、就学援助受給世帯、市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯、里親世帯に適用されます。

※ 「その他の世帯」の料金区分は、「多子世帯」及び「市民税非課税世帯等」の料金区分を適用しない世帯に適用されます。

※ 料金は年額ですが、年度の途中で、民間放課後児童クラブ間でクラブを異動する場合や、市直営の放課後児童クラブと民間放課後児童クラブ間でクラブを異動する場合は、双方で料金がかかります。

(5) 延長利用時の留意事項

【生活ノートについて】

◎ 延長利用をしない日がある場合は、必ず前日までに生活ノートでお知らせください。

◎ 安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。なお、延長時間帯に来所しなかった場合の確認の電話が、午前9時以降となることがありますのでご了承ください。

【来所について】

- ◎ 複数のクラスを開設している放課後児童クラブの場合、延長を実施するクラス（以下「延長実施クラス」といいます。）が通常利用されているクラスと異なることがあります。保護者の方は、お子さまが利用することになる延長実施クラスの場所を指導員に確認の上、責任をもって延長実施クラスに来所させるようにしてください。
- ◎ 延長利用の場合であっても、開所時間である午前8時より前に放課後児童クラブに入室することはできません。児童を長時間外で待たせることのないよう、お子さまがご自宅を出発する時間については十分なお配慮をお願いします。
- ◎ 延長利用の承諾をされていない場合は、8時30分よりも前の利用はできません。

2. 延長利用手続

(1) 申込み

- ◎ 延長利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」を提出される際、延長利用の希望欄にチェックを入れてご提出ください。

【添付書類】

延長料金の算定は、基本料金の算定に用いた負担軽減措置該当状況を参照して決定しますので、添付書類は必要ありません。

(2) 利用の承諾等

- ◎ 「広島市放課後児童クラブ利用申込書」や添付書類により、利用料金の区分を決定し、納付書を発行するとともに利用の承諾を決定します。
- ◎ 延長利用については、当該放課後児童クラブの利用が承諾されている期間に限ります。
- ◎ 利用料金は、郵送する納付書を使用して、金融機関で利用料金を納付してください。
 - ・口座振替による納付も可能です。また、基本時間部分の利用料金で口座振替の登録をされている場合は、延長料金についても自動で口座振替となります。

3. その他

【年度の中途からの延長利用を希望される方の延長利用】

- ◎ 年度の中途に新たに延長利用を希望される場合は、「広島市放課後児童クラブ延長利用申込書（中途申込用）」に必要事項を記入の上、申し込んでください。「広島市放課後児童クラブ延長利用申込書（中途申込用）」は各放課後児童クラブで配付していますが、市ホームページからもダウンロードすることができます。

- ◎ 年度の中途からの延長利用を希望される方は、原則、P14-3「年度の中途からの利用を希望される方」に準じた受付期間で受け付けを行います。ただし、各放課後児童クラブの運営状況によっては、年度の中途からの延長利用のご希望に添えない場合がありますので、事前に延長利用の申込みが可能かどうか各放課後児童クラブへご確認の上、申込みを行ってください。

【長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみ利用される方の延長利用】

- ◎ 通年利用の方の延長利用に支障のない範囲内で、長期休業中のみ利用される方の延長利用も可能です。
- ◎ P13-2「長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方」に準じた受付期間で受け付けを行います。
- ◎ 利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」を提出される際、延長利用の希望欄にチェックを入れてご提出ください。

利用手続の流れ（4月から利用の場合）

1 申込書等の配布

各放課後児童クラブにおいて、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」「在職証明書」「就労申立（証明書）」「申立書」「広島市放課後児童クラブ延長利用申込書」を配布（市ホームページからも入手可能です。）

2 受付

利用を希望する放課後児童クラブに、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（原則郵送は不可）

- ① **広島市放課後児童クラブ利用申込書**（別添2 記入例を参照）
- ② **必要書類**（詳細は、P10～P12参照）

3 審査

区役所地域起こし推進課又はこども未来局放課後対策課において、提出された書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査

対象児童の要件を満たさない場合

4 利用不承諾の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用不承諾通知書」を送付

対象児童の要件を満たしている場合

全員受け入れても定員を超えない場合

4 利用承諾の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付

全員受け入れると定員を超える場合

4-1 順位付け

- ・低学年の児童を優先
 - ・同一学年内は、次の順位（①→②）
 - ① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）
 - ② ①以外の児童
- 上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選（※）により順位付け
 ※ 年度中途からの利用は、抽選ではなく申込順により順位付け

4-2 利用承諾・保留の決定

- ・上記の順位の上位から順に定員に達するまで、利用を承諾
- ・定員を超えた場合、それ以降は、順位を付した上で、利用の承諾を保留

4-3 利用承諾保留の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用承諾保留通知書」を送付

※ 保留決定後に民間放課後児童クラブに申し込む場合は、「利用承諾保留通知書」を添付してください。

申込先のクラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾

4-3 利用承諾の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付

5 利用開始

「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用

広島市放課後児童クラブ利用申込書

(あて先) 広島市 令和 6 年 12 月 15 日

年度ごとに
申込みが必要です。

すでに放課後児童クラブを利用されている方で、継続して前回と同様の口座振替をご希望の方は、必ず、前回の申込みと同一の申込者氏名をご記入ください。
申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要です。

住所 〒 730 - 8586
広島市 中 区 国泰寺町一丁目 ○○マンション302号
TEL (080) 0000 - 0000 (母携帯) ※日中に連絡がとれる番号をご記入ください。

申込者氏名 (保護者) 前年度から継続して同様の口座振替をご希望の場合は、前年度の利用申込みと同一の申込者氏名をご記入ください。
(申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要となります。)

ふりがな ひろしま せんいちろう
広島 茜一郎
生年月日 昭和 平成 59 令和 7 年 4 月 時点の学年

| ふりがな | 性別 | 生年月日 | 学校名 | 学年 |
|----------|----|------------------|--------|-----|
| ひろしま とうこ | | | | |
| 広島 橙子 | 女 | 平成 30 年 9 月 1 日生 | ▲▲ 小学校 | 1 年 |

利用を希望する放課後児童クラブ △△ 放課後児童クラブ

利用を希望する期間 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

利用料金の算定のために、以下の医療費補助等に該当する場合は、該当するものすべてに☑をしてください。いずれにも該当しない場合は、「上記のいずれにも該当しない。」に☑をしてください。

- 就学援助受給世帯(申請予定を含む) ※1
 - 生活保護世帯
 - 住民税(市民税)非課税世帯 ※2
 - 里親世帯 ※3
 - こども医療費補助受給世帯
 - ひとり親家庭等医療費補助受給世帯
 - 重度心身障害者医療費補助受給世帯
 - 上記のいずれにも該当しない
- 無料(0円)
月額3,000円
月額5,000円

利用料金の算定に影響します!!
必ず、該当するものに☑をしてください。

※1 就学援助を申請しているが、まだ決定が
ただし、就学援助が認定されなかった場
※2 1月1日に広島市外に居住していた等に
い。
※3 里親として委託されていることがわかる事

児童の健康状態等(該当する番号に○及び必要事項を記入してください。)

障害の有無 ○ 無 2 有(状況:)

その他発達や病気について気になること

保護者及び同居する親族の状況

| 氏名 | 本人との続柄 | 勤務先又は通学(園)先・学年・放課後児童クラブ名等 | 氏名 | 本人との続柄 | 勤務先又は通学(園)先・学年・放課後児童クラブ名等 |
|--------|--------|---------------------------|-------|--------|---------------------------|
| 広島 茜一郎 | 父 | (株) □□□□ | 広島 青子 | 姉 | ▲▲小学校 5年生 |
| 広島 黄花 | 母 | △△ストア | 広島 藍蘭 | 姉 | ▲▲小学校 3年生 ★放課後児童クラブ |
| 広島 碧空 | 兄 | ●●大学 1年生 (進学予定) | 広島 紫苑 | 祖父 | |

優先利用(障害のある児童、ひとり親家庭の児童)を希望する場合は、右記に☑をしてください。

※定員超過のため同一学年内における選考を行う必要がある場合に、優先します。
※優先利用を希望する場合は、原則、お申込みの際に必要な書類を添付してください。

優先利用を希望する

すでに放課後児童クラブを利用されており、そこから他のク
右記に☑をしてください

長期休業中の朝の延長を希望する場合、☑をしてください。

長期休業中の延長利用の希望

長期休業中の、朝の延長利用を希望する場合は、右記に☑をしてください。
※ 利用するには、別途、利用料金(年額)が必要です。

延長利用を希望する

【中区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|--|--------------------|----------|
| 白島 | 白島児童館放課後児童クラブ | 西白島町26-30 | 223-2703 |
| 基町 | 基町児童館放課後児童クラブ | 基町19-7 | 227-3872 |
| 幟町 | 幟町児童館放課後児童クラブ | 幟町3-49 | 228-7495 |
| | (民間)トレジャーキッズクラブ幟町校 | 橋本町10-1 橋本510ビル1F | 555-8338 |
| | (民間)Eキッズ幟町 | 幟町3-1 第3山県ビル2F | 554-2500 |
| 袋町 | 袋町児童館放課後児童クラブ | 袋町6-36 | 244-4029 |
| 竹屋 | 竹屋児童館放課後児童クラブ | 鶴見町8-29 | 241-3912 |
| | (民間)キッズクラブ竹屋 | 昭和町4-25 | 258-2356 |
| 千田 | 千田児童館放課後児童クラブ | 東千田町二丁目1-23 | 244-8030 |
| | (民間)キッズクラブ千田 | 大手町五丁目7-10 | 259-3224 |
| | (民間)ジョイナス広島千田 | 千田町二丁目8-8 | 569-4070 |
| | (民間)ジョイナス広島東千田 | 南竹屋8-17-1 2F | 258-1600 |
| | 令和7年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。詳細は、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。 | | |
| 中島 | 中島児童館放課後児童クラブ | 加古町10-43 | 545-5788 |
| | (民間)ジョイナス広島中島 | 住吉町6-18 サニーベル住吉2F | 240-5030 |
| 吉島東 | 吉島東児童館放課後児童クラブ | 吉島東三丁目2-7 | 249-8145 |
| | (民間)ほうかご教室ちえのわ 吉島東 | 光南一丁目2-21 | 258-5959 |
| 吉島 | 吉島児童館放課後児童クラブ | 吉島西三丁目4-25 | 244-7957 |
| 広瀬 | 広瀬児童館放課後児童クラブ | 広瀬町2-17 | 235-2522 |
| | (民間)広瀬なかよしクラブ | 広瀬北町8-25 | 295-8887 |
| 本川 | 本川児童館放課後児童クラブ | 本川町一丁目5-24 | 293-1373 |
| | (民間)ほうかご教室ちえのわ 本川 | 本川町一丁目1-22 デルタビル4F | 208-4141 |
| | (民間)キッズクラブ本川 | 榎町10-16 | 208-3666 |
| 神崎 | 神崎放課後児童クラブ | 舟入中町1-36 | 233-4952 |
| 舟入 | 舟入児童館放課後児童クラブ | 舟入幸町14-16 | 291-3314 |
| 江波 | 江波児童館放課後児童クラブ | 江波東二丁目2-2 | 292-8167 |
| | 江波放課後児童クラブ | 江波南二丁目2-53 | 234-3527 |

【東区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--------------------|---------------------------|----------|
| 福木 | 福木児童館放課後児童クラブ | 馬木九丁目1-1 | 899-4611 |
| 温品 | 温品児童館放課後児童クラブ | 温品八丁目8-25 | 508-4151 |
| 上温品 | 上温品児童館放課後児童クラブ | 上温品三丁目4-1 | 280-3024 |
| 戸坂 | 戸坂児童館放課後児童クラブ | 戸坂出江二丁目1-1 | 229-3313 |
| 戸坂城山 | 戸坂城山児童館放課後児童クラブ | 戸坂城山町1-2 | 229-6380 |
| 東浄 | 東浄児童館放課後児童クラブ | 戸坂新町三丁目1-4 | 229-6182 |
| 中山 | 中山児童館放課後児童クラブ | 中山東一丁目2-1 | 289-6970 |
| | (民間)ジョイナス広島中山 | 中山東一丁目3-21 大和トラストビル3F | 554-6116 |
| | (民間)なかやまっこ放課後児童クラブ | 中山西二丁目4-1 ハウスバーンフリート中山106 | 554-8558 |

【東区 続き】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|------------------------------|-----------------------|----------|
| 牛田新町 | 牛田新町児童館放課後児童クラブ | 牛田新町一丁目15-1 | 228-2566 |
| | (民間)ジョイナス広島牛田新町 | 牛田新町一丁目3-18 澤田ビル1F | 962-2112 |
| | (民間)Active Kids 児童クラブ 牛田新町校 | 牛田新町一丁目5-15 ハイクールビル1F | 511-0002 |
| | (民間)Active Kids 児童クラブ 牛田新町Ⅱ校 | 牛田新町三丁目35-12-1 | 836-6680 |
| 早稲田 | 早稲田児童館放課後児童クラブ | 牛田早稲田四丁目9-2 | 221-9024 |
| 牛田 | 牛田児童館放課後児童クラブ | 牛田旭一丁目14-44 | 228-3184 |
| | (民間)広島光明学園 放課後児童クラブ | 牛田本町五丁目1-2 | 207-4625 |
| | (民間)牛田児童クラブKCA | 牛田本町二丁目4-11 | 555-8840 |
| | (民間)広島光明学園 第二放課後児童クラブ | 牛田本町六丁目1-1 | 207-4625 |
| | (民間)牛田本町児童クラブKCA | 牛田本町二丁目1-13 | 211-4677 |
| | (民間)ジョイナス広島牛田 | 牛田中二丁目9-8 | 555-8181 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 牛田教室 | 牛田中二丁目1-21 牛田S&Kビル1F | 962-6791 |
| | (民間)ロータス放課後児童クラブ牛田 | 牛田中二丁目1-26-1F | 227-7188 |
| 尾長 | 尾長児童館放課後児童クラブ | 山根町21-10 | 263-0825 |
| | (民間)トレジャーキッズクラブ尾長校 | 尾長西一丁目6-31 坂本ビル102 | 236-3233 |
| | (民間)尾長児童クラブKCA | 若草町3-25 | 263-2288 |
| 矢賀 | 矢賀児童館放課後児童クラブ | 矢賀二丁目10-31 | 286-0543 |

【南区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--------------------------|------------------------|----------|
| 荒神町 | 荒神町放課後児童クラブ | 西蟹屋三丁目7-27 | 262-7240 |
| 大州 | 大州児童館放課後児童クラブ | 大州五丁目10-12 | 283-6130 |
| | (民間)ジョイナス広島大州 | 大州五丁目5-31-209 | 259-3111 |
| 青崎 | 青崎児童館放課後児童クラブ | 青崎一丁目12-7 | 285-2965 |
| 向洋新町 | 向洋新町児童館放課後児童クラブ | 向洋新町一丁目6-2 | 288-2682 |
| 段原 | 段原児童館放課後児童クラブ | 的場町二丁目6-13 | 568-7830 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 段原教室 | 金屋町7-5 シティハイツ金屋町102 | 236-7825 |
| 比治山 | 東雲児童館放課後児童クラブ | 東雲本町二丁目11-2 | 282-7013 |
| | (民間)トレジャーキッズクラブ比治山校 | 東雲一丁目17-16 石田ビル1F | 569-7887 |
| | (民間)みみょう児童クラブしのめ | 東雲本町二丁目7-6 | 283-7780 |
| | (民間)ジョイナス広島比治山 | 東雲本町一丁目8-3 HAMAOKAビル1F | 258-2611 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 比治山教室 | 東雲二丁目13-25 フジコテナントビル3F | 236-7242 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 第二比治山教室 | 東雲本町二丁目12-25 1F | 258-3134 |
| 皆実 | 皆実児童館放課後児童クラブ | 皆実町一丁目15-2 | 253-9416 |
| | (民間)ほうかご教室ちえのわ 皆実 | 皆実町一丁目16-13 宝生ビル2F | 567-4141 |
| | (民間)ジョイナス広島皆実 | 皆実町一丁目19-6 | 569-8228 |
| | (民間)ジョイナス広島皆実北 | 皆実町一丁目8-19 ヒロヨウビル1F | 207-2600 |
| 翠町 | 翠町児童館放課後児童クラブ | 翠四丁目10-2 | 256-1803 |
| 大河 | 大河児童館放課後児童クラブ | 旭一丁目5-25 | 250-4565 |

【南区 続き】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|------------------------------|---------------------------|----------|
| 黄金山 | 黄金山児童館放課後児童クラブ | 北大河町35-2 | 284-7884 |
| 仁保 | 仁保児童館放課後児童クラブ | 仁保新町二丁目8-12 | 281-5034 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 仁保教室 | 東本浦町17-25 | 258-1352 |
| 楠那 | 楠那児童館放課後児童クラブ | 楠那町5-24 | 255-3926 |
| 宇品東 | 宇品東児童館放課後児童クラブ | 宇品東七丁目11-8 | 253-4501 |
| 宇品 | 宇品児童館放課後児童クラブ | 宇品御幸四丁目5-32 | 254-3424 |
| | (民間)放課後児童クラブ Ai Kids Club 宇品 | 宇品西一丁目6-2-1F | 256-6663 |
| | (民間)ジョイナス広島宇品 | 宇品御幸五丁目4-14 古川ビル1F | 569-5880 |
| | (民間)Active Kids 児童クラブ 宇品校 | 宇品御幸四丁目6-8 平田ビル1F | 250-5100 |
| | (民間)キッズクラブ宇品 | 宇品御幸四丁目11-9 ミュキマーケットプラザ1F | 259-3244 |
| 元宇品 | 元宇品放課後児童クラブ | 元宇品町7-10 | 255-9340 |

【西区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--|-----------------------|--------------------|---------------|
| 大芝 | 大芝児童館放課後児童クラブ | 大芝一丁目25-17 | 509-2050 |
| | (民間)ほうかご教室ちえのわ 大芝 | 楠木町三丁目15-13 中谷ビル1F | 962-4747 |
| | (民間)ロータス放課後児童クラブ大芝 | 大芝二丁目10-21-201・202 | 554-1112 |
| 三篠 | 三篠児童館放課後児童クラブ | 三滝町18-13 | 238-7201 |
| | (民間)児童クラブ 桜の杜三篠 | 三篠町一丁目7-6 | 962-2820 |
| | (民間)ロータス放課後児童クラブ横川 | 横川町18-13 | 275-6691 |
| 天満 | 天満児童館放課後児童クラブ | 天満町1-27 | 293-1085 |
| | (民間)広島キリスト教社会館学童クラブ | 小河内町一丁目13-3 | 232-4274 |
| | (民間)広島キリスト教社会館学童クラブ第二 | 都町21-3 福三ビル1F | 234-1220 |
| | (民間)広島キリスト教社会館学童クラブ第三 | 都町21-3 福三ビル2F | 080-1044-5642 |
| 観音 | 観音児童館放課後児童クラブ | 観音本町二丁目1-74 | 293-7461 |
| 南観音 | 南観音児童館放課後児童クラブ | 南観音六丁目5-15 | 292-5591 |
| | (民間)放課後児童クラブパシフィック南観音 | 南観音五丁目2-14 2F | 533-6280 |
| | | 南観音五丁目6-25 | |
| | | 南観音五丁目6-22 | |
| 令和7年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。詳細は、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。 | | | |
| 己斐 | 己斐児童館放課後児童クラブ | 己斐上二丁目1-2 | 271-9950 |
| 己斐上 | 己斐上児童館放課後児童クラブ | 己斐上六丁目456 | 273-9296 |
| 己斐東 | 己斐東児童館放課後児童クラブ | 己斐東二丁目30-3 | 272-0984 |
| 山田 | 山田児童館放課後児童クラブ | 山田新町一丁目17-4 | 272-1769 |
| 古田台 | 古田台放課後児童クラブ | 古田台一丁目5-1 | 274-5270 |
| 古田 | 古田児童館放課後児童クラブ | 古江西町19-15 | 274-0905 |
| | (民間)ほうかご教室ちえのわ 古田 | 古江新町4-18 アルカス大田2F | 507-5252 |
| 高須 | 高須児童館放課後児童クラブ | 高須四丁目16-1 | 273-4863 |

【西区 続き】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|-------------------------------|----------------------|----------|
| 庚午 | 庚午児童館放課後児童クラブ | 庚午中一丁目15-2 | 507-1533 |
| | (民間) ジョイナス広島庚午 | 庚午中三丁目4-20 石橋ビル1F | 275-5700 |
| | (民間) トレジャーキッズクラブ庚午校 | 庚午中三丁目8-2 セイデンビル2F | 272-8802 |
| 草津 | 草津児童館放課後児童クラブ | 草津東二丁目20-1 | 271-8573 |
| | (民間) 放課後児童クラブ Ai Kids Club 草津 | 草津東一丁目7-31-2F | 273-8607 |
| | (民間) シダックス放課後児童クラブ 草津 | 草津東一丁目7-2 モイトラビル2F | 271-7710 |
| 鈴が峰 | 鈴が峰児童館放課後児童クラブ | 鈴が峰町36-3 | 279-8993 |
| 井口台 | 井口台児童館放課後児童クラブ | 井口台三丁目5-1 | 279-5423 |
| 井口 | 井口児童館放課後児童クラブ | 井口二丁目13-1 | 277-5283 |
| | (民間) シダックス放課後児童クラブ 井口 | 井口三丁目1-1 グランディール井口1F | 276-7885 |
| | (民間) 放課後児童クラブなないろ 井口教室 | 井口二丁目5-23 ファインハイム102 | 961-3520 |
| 井口明神 | 井口明神児童館放課後児童クラブ | 井口明神一丁目13-2 | 276-0482 |

【安佐南区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--|----------------------|----------|
| 梅林 | 梅林放課後児童クラブ | 八木三丁目3-9 | 873-2946 |
| 八木 | 八木児童館放課後児童クラブ | 八木九丁目20-19 | 873-6444 |
| 川内 | 川内児童館放課後児童クラブ | 川内五丁目39-32 | 877-6715 |
| | (民間) 放課後児童クラブなないろ 川内教室 | 川内五丁目21-37-3 | 962-7644 |
| 緑井 | 緑井児童館放課後児童クラブ | 緑井四丁目31-3 | 870-0853 |
| | (民間) 放課後児童クラブ Ai Kids Club 緑井 | 緑井二丁目27-41 グランドールK2F | 877-2260 |
| 東野 | 東野放課後児童クラブ | 東野一丁目7-1 | 870-7122 |
| | (民間) 放課後児童クラブなないろ 東原教室 | 東原三丁目11-2 | 554-2557 |
| 中筋 | 中筋児童館放課後児童クラブ | 中筋二丁目15-16 | 870-0852 |
| | (民間) ジョイナス広島中筋 | 中筋一丁目4-3 1F | 962-5700 |
| 古市 | 古市児童館放課後児童クラブ | 中須一丁目38-13 | 831-5020 |
| | 令和7年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。詳細は、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。 | | |
| 大町 | 大町児童館放課後児童クラブ | 大町西一丁目16-12 | 831-1135 |
| | (民間) ジョイナス広島大町 | 大町東一丁目8-25 202号 | 836-5959 |
| | (民間) 大町児童クラブ KCA | 大町西二丁目16-6 | 876-1223 |
| | (民間) 放課後児童クラブなないろ 大町教室 | 大町西一丁目4-31-301号 | 962-2658 |
| 毘沙門台 | 毘沙門台児童館放課後児童クラブ | 毘沙門台三丁目1-1 | 877-7482 |
| 安東 | 安東児童館放課後児童クラブ | 安東三丁目1-1 | 878-6929 |
| 安 | 安児童館放課後児童クラブ | 上安二丁目7-56 | 872-8022 |
| 上安 | 上安児童館放課後児童クラブ | 上安五丁目7-21 | 872-7183 |
| 安北 | 安北児童館放課後児童クラブ | 高取北二丁目30-1 | 872-4109 |
| 安西 | 安西児童館放課後児童クラブ | 高取南二丁目18-1 | 872-2188 |

【安佐南区 続き】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|--|-----------------------|----------|
| 祇園 | 祇園児童館放課後児童クラブ | 祇園三丁目1-22 | 875-7096 |
| | (民間)シダックス放課後児童クラブ 祇園 | 祇園二丁目6-29 | 846-1161 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 祇園教室 | 祇園二丁目14-3 クラークビル1F | 836-5232 |
| | 令和7年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。詳細は、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。 | | |
| 原南 | 原南放課後児童クラブ | 西原二丁目19-23 | 871-2826 |
| | (民間)ジョイナス広島原南 | 西原二丁目29-20 | 962-2811 |
| 原 | 原児童館放課後児童クラブ | 西原四丁目23-35 | 871-1970 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 原教室 | 西原六丁目1-1-202 セレソコート西原 | 836-5440 |
| 長東 | 長東児童館放課後児童クラブ | 長東四丁目15-1 | 238-6179 |
| 長東西 | 長東西児童館放課後児童クラブ | 長東西一丁目26-3 | 237-4998 |
| 山本 | 山本児童館放課後児童クラブ | 山本三丁目13-2 | 871-1952 |
| | (民間)放課後児童クラブ Ai Kids Club 山本 | 山本一丁目17-17-2F | 874-5210 |
| | (民間)シダックス放課後児童クラブ 山本 | 山本一丁目29-13 | 875-7550 |
| | (民間)Active Kids 児童クラブ 山本校 | 山本一丁目17-6 | 850-1515 |
| 春日野 | 春日野児童館放課後児童クラブ | 山本新町二丁目18-7 | 871-4120 |
| | (民間)シダックス放課後児童クラブ 春日野 | 山本新町二丁目18-9-8 信徳ビル3F | 871-6122 |
| 伴東 | 伴東児童館放課後児童クラブ | 伴東七丁目11-1 | 848-4001 |
| 伴※ | 伴児童館放課後児童クラブ | 伴中央一丁目7-2 | 848-0094 |
| 伴南 | 伴南児童館放課後児童クラブ | 伴南一丁目21-1 | 849-6060 |
| 大塚 | 大塚児童館放課後児童クラブ | 大塚西六丁目1-2 | 848-4410 |
| 戸山 | 戸山放課後児童クラブ | 沼田町阿戸3722 | 839-2181 |

※ 伴小学校区は、原則として住所地による「地区割り」を導入しています。

【安佐北区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|----------------|-----------------------|----------|
| 高南 | 高南放課後児童クラブ | 白木町秋山1188 | 828-0758 |
| 三田 | 三田放課後児童クラブ | 白木町三田2649 | 829-1122 |
| 狩小川 | 狩小川児童館放課後児童クラブ | 上深川町1315-4 | 844-1684 |
| 深川 | 深川児童館放課後児童クラブ | 深川五丁目12-2 | 842-9771 |
| | (民間)深川児童クラブKCA | 深川五丁目30-1 アクロスプラザ高陽2F | 842-9558 |
| | (民間)高陽児童クラブKCA | 深川五丁目30-1 アクロスプラザ高陽2F | 842-0102 |
| 亀崎 | 亀崎児童館放課後児童クラブ | 亀崎四丁目2-2 | 842-0494 |
| 真亀 | 真亀児童館放課後児童クラブ | 真亀一丁目3-27 | 843-1883 |
| 倉掛 | 倉掛児童館放課後児童クラブ | 倉掛一丁目12-1 | 842-0549 |
| 落合東 | 落合東児童館放課後児童クラブ | 落合四丁目13-2 | 843-4554 |
| 落合 | 落合児童館放課後児童クラブ | 落合南二丁目13-3 | 842-3084 |
| 口田東 | 口田東児童館放課後児童クラブ | 口田二丁目1-3 | 842-2822 |
| 口田 | 口田児童館放課後児童クラブ | 口田南二丁目7-3 | 841-5855 |
| 大林 | 大林放課後児童クラブ | 大林四丁目14-1 | 818-1266 |
| 三入 | 三入児童館放課後児童クラブ | 三入五丁目15-9 | 818-1170 |
| 三入東 | 三入東児童館放課後児童クラブ | 三入東一丁目10-5 | 818-6741 |

【安佐北区 続き】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|-----------------|----------------|----------|
| 可部 | 可部児童館放課後児童クラブ | 可部四丁目9-2 | 815-1766 |
| 可部南 | 可部南児童館放課後児童クラブ | 可部南二丁目11-2 | 815-6321 |
| | (民間)可部南児童クラブKCA | 可部南五丁目14-2-2F | 824-8411 |
| 亀山 | 亀山児童館放課後児童クラブ | 亀山七丁目4-10 | 815-3894 |
| | (民間)亀山児童クラブKCA | 亀山六丁目8-6 | 824-7456 |
| 亀山南 | 亀山南児童館放課後児童クラブ | 亀山南三丁目28-3 | 815-5422 |
| 鈴張 | 鈴張児童館放課後児童クラブ | 安佐町大字鈴張1915 | 835-0824 |
| 飯室 | 飯室児童館放課後児童クラブ | 安佐町飯室1544-1 | 835-2918 |
| 久地南 | 久地南児童館放課後児童クラブ | 安佐町大字くすの木台52-1 | 837-0908 |
| 日浦 | 日浦児童館放課後児童クラブ | あさひが丘三丁目21-1 | 838-0454 |

【安芸区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|-----------------|------------|----------|
| 瀬野 | 瀬野児童館放課後児童クラブ | 瀬野一丁目36-13 | 894-1242 |
| みどり坂 | みどり坂児童館放課後児童クラブ | 瀬野西一丁目38-2 | 894-5161 |
| 中野 | 中野児童館放課後児童クラブ | 中野四丁目21-2 | 893-2713 |
| 中野東 | 中野東児童館放課後児童クラブ | 中野五丁目11-1 | 892-2814 |
| 畑賀 | 畑賀児童館放課後児童クラブ | 畑賀三丁目23-12 | 827-1509 |
| 阿戸 | 阿戸児童館放課後児童クラブ | 阿戸町6175-2 | 856-0799 |
| 船越 | 船越児童館放課後児童クラブ | 船越四丁目28-3 | 822-7828 |
| 矢野西 | 矢野西児童館放課後児童クラブ | 矢野西四丁目5-1 | 889-3112 |
| 矢野 | 矢野児童館放課後児童クラブ | 矢野西六丁目11-1 | 888-0726 |
| 矢野南 | 矢野南児童館放課後児童クラブ | 矢野南四丁目9-22 | 888-3933 |

【佐伯区】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|----------------------------|------------------------------|--------------|
| 湯来南 | 湯来南放課後児童クラブ | 湯来町白砂3555-1 | 0829-86-0820 |
| 石内 | 石内児童館放課後児童クラブ | 五日市町石内3276 | 941-3117 |
| 石内北 | 石内北放課後児童クラブ | 石内北三丁目23-1 | 941-0656 |
| | (民間)ジョイナス広島石内北 | 石内北一丁目3-8ダイハツ広島販売 D-WASH 館2F | 225-7990 |
| | (民間)Active Kids 児童クラブ 石内北校 | 石内北三丁目13-11 | 0829-42-5579 |
| 河内 | 河内児童館放課後児童クラブ | 五日市町大字上河内1601-2 | 927-9129 |
| 五月が丘 | 五月が丘児童館放課後児童クラブ | 五月が丘二丁目22-2 | 941-1552 |
| 藤の木 | 藤の木児童館放課後児童クラブ | 藤の木二丁目2-2 | 927-6287 |
| 彩が丘 | 彩が丘児童館放課後児童クラブ | 河内南二丁目10-2 | 927-6681 |
| 美鈴が丘 | 美鈴が丘児童館放課後児童クラブ | 美鈴が丘西一丁目8-2 | 927-2904 |
| 八幡東 | 利松児童館放課後児童クラブ | 利松一丁目10-7 | 927-0621 |
| | (民間)放課後児童クラブなないろ 八幡東教室 | 八幡東三丁目9-13 | 533-8371 |
| 八幡 | 八幡児童館放課後児童クラブ | 八幡二丁目3-1 | 927-4673 |

【佐伯区 続き】

| 小学校 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|--|-----------------------|---------------|
| 五日市観音 | 坪井児童館放課後児童クラブ | 坪井一丁目32-9 | 921-2394 |
| | (民間)キッズクラブ五日市観音校 | 千同ー丁目19-21 | 208-2177 |
| 五日市観音西 | 五日市観音西児童館放課後児童クラブ | 坪井三丁目877 | 923-9441 |
| 五日市中央 | 五日市中央児童館放課後児童クラブ | 五日市中央三丁目12-2 | 922-6099 |
| 五日市 | 五日市児童館放課後児童クラブ | 五日市三丁目1-1 | 922-6337 |
| | (民間)放課後児童クラブ コレマナ五日市 | 新宮苑11-19 木村ビル1F | 090-1334-5007 |
| | (民間)児童クラブ 桜の杜五日市 | 五日市五丁目6-25 | 215-2827 |
| | (民間)放課後児童クラブ コレマナ五日市駅前 | 五日市駅前二丁目18-9 シャティ長谷2F | 080-9575-1905 |
| | (民間)児童クラブ 桜の杜五日市～陽～ | 五日市五丁目15-4 | 942-4070 |
| 五日市東 | 五日市東児童館放課後児童クラブ | 皆賀二丁目3-2 | 923-3827 |
| 五日市南 | 五日市南児童館放課後児童クラブ | 海老園三丁目18-2 | 922-5261 |
| 楽々園※ | 楽々園児童館放課後児童クラブ | 楽々園六丁目8-2 | 923-8710 |
| | (民間)児童クラブ 桜の杜楽々園 | 楽々園二丁目1-38 | 205-8983 |
| | (民間)ほうかご教室ちえのわ 楽々園 | 楽々園四丁目3-22 和光楽々園ビル2F | 275-4141 |
| | 令和7年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。詳細は、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。 | | |

※ 楽々園小学校区は、原則として住所地による「地区割り」を導入しています。

| お問合せ先 | 電話番号 | お問合せ内容 |
|--------------|----------|--------------------|
| 中区地域起こし推進課 | 504-2820 | 児童館放課後児童クラブに関すること |
| 東区地域起こし推進課 | 568-7705 | |
| 南区地域起こし推進課 | 250-8935 | |
| 西区地域起こし推進課 | 532-0927 | |
| 安佐南区地域起こし推進課 | 831-4926 | |
| 安佐北区地域起こし推進課 | 819-3905 | |
| 安芸区地域起こし推進課 | 821-4905 | |
| 佐伯区地域起こし推進課 | 943-9705 | |
| こども未来局放課後対策課 | 242-2014 | その他の放課後児童クラブに関すること |